

決算関係書類作成の留意点

決算関係書類は通常総会に提出し、承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務付けられています。

I. 提出書類

1	決算関係書類提出書
2	事業報告書
3	財産目録
4	貸借対照表
5	損益計算書
6	剰余金の処分又は損失の処理案
7	監査報告書
8	総会(総代会)議事録の謄本(上記決算関係書類を承認した総会の議事録の写しに原本証明をしたもの)
9	(役員変更があった場合)役員変更届、理事会議事録、変更した役員の氏名住所

※決算関係書類の様式は本会ホームページ(<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>)よりダウンロードが可能です。

II. 留意点

1. 記載事項について

「監査報告書」「総会議事録」「理事会議事録」は法・施行規則により、記載事項が定められており、必ず法に基づいた書類作成が求められています。

2. 剰余金処分案について

(1) 剰余金処分案は「定款」に違反していないか?

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあっては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を行う必要があります。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もあります。

税理士に依頼し決算している所に多く見受けられ、「株主資本等変動計算書」を提出している組合があります。会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされているが、組合では会社のように「株主資本等変動計算書」を作成する必要はなく、今まで通り「剰余金処分案(又は損失処理案)」を作成が義務づけられています。

(2) 剰余金処分案(損失処理案)について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

(3) 剰余金処分の方法

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基にして行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行う必要があります。

(4) 法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の1/10以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

(5) 特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の1/10以上を準備金として積み立てなければなりません。

(6) 教育情報費用繰越金(法定繰越金)

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の1/20以上を翌事業年度に繰り超さなければなりません。なお、企業組合、商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定ではなく、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できることとなっています。